

学 校 基 本 統 計

(学校基本調査報告書)

要 約 版

平成29年度



東 京 都

目 次

I	利用上の注意	1
II	調査の概要	3
III	結果の概要	4
IV	統計表	
1	総括表	10
2	幼稚園	11
3	幼保連携型認定こども園	14
4	小学校	17
5	中学校	20
6	義務教育学校	23
7	高等学校（全日制・定時制）	24
8	高等学校（通信制）	28
9	中等教育学校	29
10	特別支援学校	30
11	専修学校	31
12	各種学校	34
13	中学校卒業後の状況	35
14	義務教育学校卒業後の状況	36
15	高等学校（全日制・定時制）卒業後の状況	37
16	中等教育学校卒業後の状況	38
17	不就学学齢児童・生徒数	40
18	学齢児童生徒の居所不明者及び死亡者数	40
19	学校数の推移	41
20	在学者数の推移	42

I 利 用 上 の 注 意

- 1 この報告は、文部科学省が公表する平成 29 年度学校基本統計(学校基本調査報告書)のうち、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校について、東京都の調査結果の主要な部分を取りまとめたものである。
- 2 比率の算出については、小数点第2位を四捨五入した。このため、構成比率を合計しても 100%にならない場合がある。
- 3 園児・児童及び生徒の年齢は、平成 29 年4月1日現在の満年齢による。
- 4 統計表及び表中に用いた符号
「－」 …… 計数がない場合
「0.0」 …… 計数が単位未満の場合
「…」 …… 計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「△」 …… 負数(減少)
- 5 用語の説明
 - (1) 学級数
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級数は、学級設置の届出をしている学級数をいう。(在籍園児・児童・生徒がいない学級を含む。)
公立高等学校の学級数は、本科のホームルームの数をいう。
 - (2) 生徒数
高等学校(全日制・定時制)及び中等教育学校(後期課程)の生徒数は、本科在籍者のみを計上した。
 - (3) 教員数及び職員数
教員数及び職員数は、本務者のみを計上した。
 - (4) 進学率
$$\text{進学者} \div \text{卒業者} \times 100$$

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程の進学者には高等学校等進学者と専修学校(高等課程)進学者とがあり、高等学校(全日制・定時制)、中等教育学校後期課程の進学者には大学等進学者と専修学校(専門課程)進学者とがある。
 - (5) 卒業者に占める就職者の割合
$$\text{就職者総数} \div \text{卒業者} \times 100$$

中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程の卒業者の就職者総数には、高等学校等進学者、専修学校(高等課程)進学者、専修学校(一般課程)等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。
高等学校(全日制・定時制)、中等教育学校後期課程の卒業者の就職者総数には、大学等進学者、専修学校(専門課程)進学者、専修学校(一般課程)等入学者、公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者を含む。
 - (6) 幼保連携型認定こども園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)の改正(平成 27 年4月1日施行)により、学校と児童福祉施設の両方の性格をもつ学校種として創設された学校をいう。
 - (7) 義務教育学校
学校教育法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 46 号。平成 28 年4月1日施行)により、小学校と中学校を一つの学校として一体的に小中一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。
 - (8) 中等教育学校
学校教育法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 101 号。平成 11 年4月1日施行)により、中

学校と高等学校を一つの学校として一体的に中高一貫教育を行う学校種として創設された学校をいう。

教育課程については、前期課程は中学校の基準、後期課程は高等学校の基準をそれぞれ準用する。

(9) 特別支援学校

学校教育法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 80 号。平成 19 年 4 月 1 日施行)により、従来の盲学校、聾学校、養護学校を一本化し、複数の障害種別に対応した教育を行う学校種として創設された学校をいう。

(10) 専修学校、各種学校

共に学校教育法に基づく教育施設であり、主な相違点は、下表のとおりである。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限 修業期間	1年以上とする。	1年以上とする。ただし、簡易に修得できる技術技芸等の課程については3か月以上1年未満とする。
授業時数	1年間の授業時数が学科ごとに 800 時間以上とする。ただし、夜間学科等は 450 時間以上とする。	1年以上の課程は、1年間に 680 時間以上とする。ただし、1年未満の課程は修業年限に応じて授業時数を減じて定める。
そ の 他	教育を受ける者が常時 40 人以上とする。	

注) 専修学校設置基準、各種学校規程等より抜粋した。(専修学校は昭和 51 年から設置)

○ 専修学校は、入学資格の違いにより、3つの課程がある。

① 高等課程

中学校を卒業した者を前提とし、それと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

② 専門課程

高等学校を卒業した者を前提とし、それに準ずる学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。

③ 一般課程

特に入学資格を定めない課程をいう。

Ⅱ 調 査 の 概 要

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法に基づき文部科学省が地方公共団体を通じ昭和 23 年度から毎年実施している。

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象（都道府県及び区市町村）

学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、第 124 条に定める専修学校及び第 134 条に定める各種学校並びに認定こども園法第 2 条第 7 項に定める幼保連携型認定こども園

3 調査期日

平成 29 年 5 月 1 日現在

4 調査票の種類、調査事項及び報告義務者

調査票の種類	主 要 調 査 事 項	報 告 義 務 者
学校調査票	学校数、学級数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業生数等	学校の長
学校通信教育調査票	学校数、教職員数、在籍者数、入学者数及び卒業生数等	通信課程を置く高等学校及び中等教育学校の長
不就学学齢児童生徒調査票	就学免除者、就学猶予者及び居所不明者数、死亡者数等	区市町村教育委員会
学校施設調査票	学校の土地、建物の面積等	学校設置者及び学校の長
卒業後の状況調査票	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業生の進学及び就職状況等	学校の長

5 調査方法

全数調査で自計調査の方法により実施する。学校からの回答は、「政府統計共同利用システム」によるオンライン回答提出、又は紙調査票の提出により行う。

6 調査票の配布、収集の系統

調査票の配布、収集については、私立学校、公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校は、東京都及び区市町村が担当し、都立学校（幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く）は東京都教育委員会、区市町村立の学校（幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校を除く）は区市町村教育委員会が担当する。なお、国立の学校については、文部科学省が実施している。

【東京都と全国との比較】

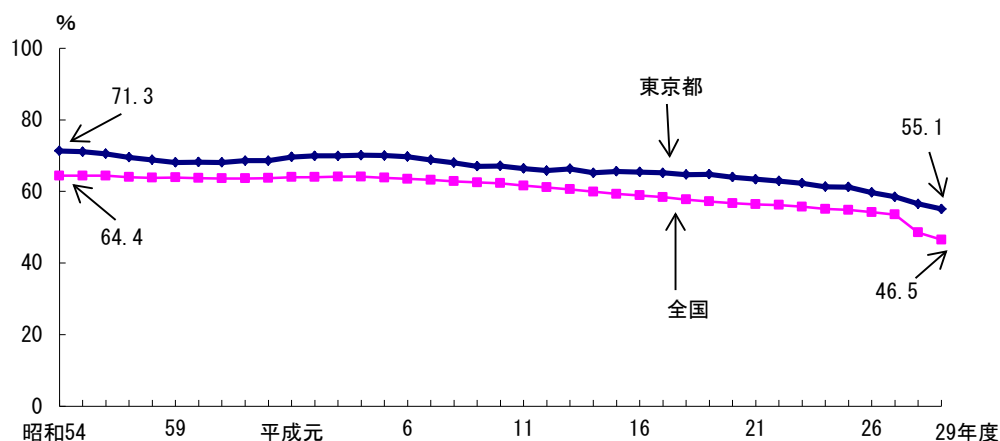
1 幼稚園

(1) 小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合

- ① 小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合について、昭和54年度からの推移をみると、東京都の割合はすべての年度で全国を上回っている。
- ② 平成29年度の東京都の割合は55.1%で、全国との差は8.6ポイントとなった。

(全国との比較 図1、付表I 2-3)

全国との比較 図1 小学校及び義務教育学校第1学年児童数に対する幼稚園修了者数の割合の比較



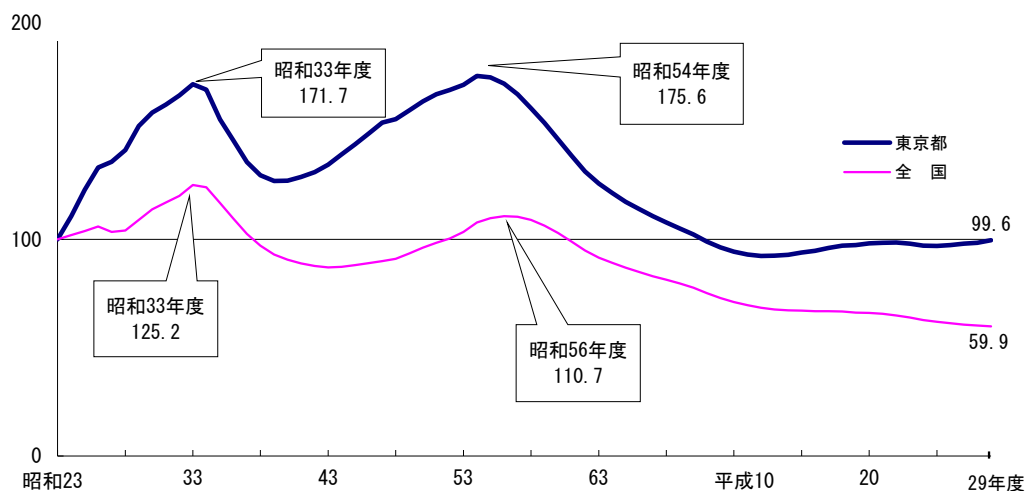
注1) 幼稚園修了者数は各年3月修了者、小学校及び義務教育学校第1学年児童数は各年5月1日在籍者
 2) 平成27年度以前は、小学校第1学年児童数のみ

2 小学校

- ① 小学校児童数について昭和23年度を100とした指数でみると、第1次ベビーブームによる小学校児童数の東京都のピークは、全国と同じ昭和33年度で171.7となっており、全国の125.2を46.5ポイント上回っていた。
- ② 第2次ベビーブームによる小学校児童数のピークをみると、東京都は昭和54年度で175.6となっており、全国より2年早くピークを迎えている。
- ③ 平成29年度の東京都の指数は、99.6で、全国との差は39.7ポイントとなった。

(全国との比較 図2、付表I 2-4)

全国との比較 図2 小学校児童数の比較 (昭和23年度 = 指数100)

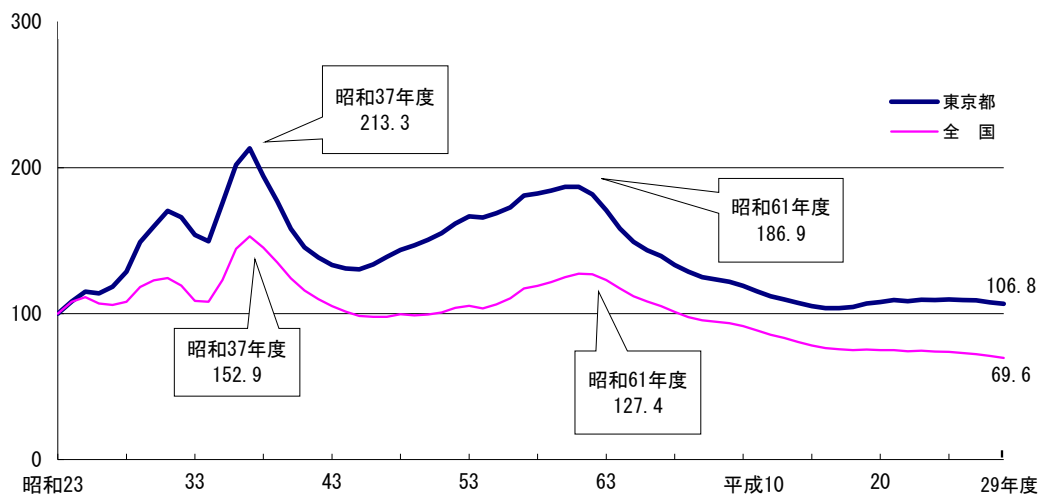


3 中学校

- ① 中学校生徒数について昭和 23 年度を 100 とした指数でみると、第 1 次ベビーブームによる中学校生徒数東京都のピークは、全国と同じ昭和 37 年度で 213.3 となっており、全国の 152.9 を 60.4 ポイント上回っていた。
- ② 第 2 次ベビーブームによる中学校生徒数のピークをみると、東京都は全国と同じ昭和 61 年度で 186.9 となっており、第 1 次ベビーブームによる中学校生徒数のピークと比べ 26.4 ポイント下回っていた。
- ③ 平成 29 年度の東京都の指数は、106.8 で、全国との差は 37.2 ポイントとなった。

(全国との比較 図 3、付表 I 2-4)

全国との比較 図 3 中学校生徒数の比較 (昭和23年度 = 指数100)



注) 昭和23年度の生徒数を100として各年度の生徒数を指数化している。

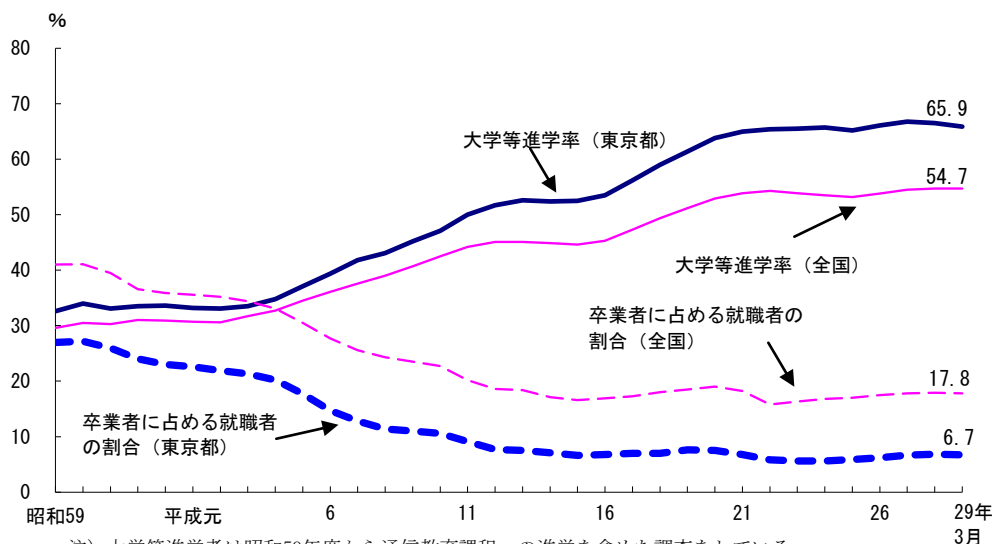
4 高等学校 (全日制・定時制)

(1) 進学率・卒業者に占める就職者の割合

- ① 東京都の大学等進学率はすべての年度で全国を上回っており、平成 29 年 3 月の大学等進学率は 65.9% で全国を 11.2 ポイント上回った。都道府県別にみると、東京都は京都府に次いで第 2 位であった。
- ② 平成 29 年 3 月の東京都の卒業者に占める就職者の割合は 6.7% で、全国を 11.1 ポイント下回った。都道府県別にみると、東京都は最も割合が低く、第 47 位であった。

(全国との比較 図 4、付表 I 2-2、2-7)

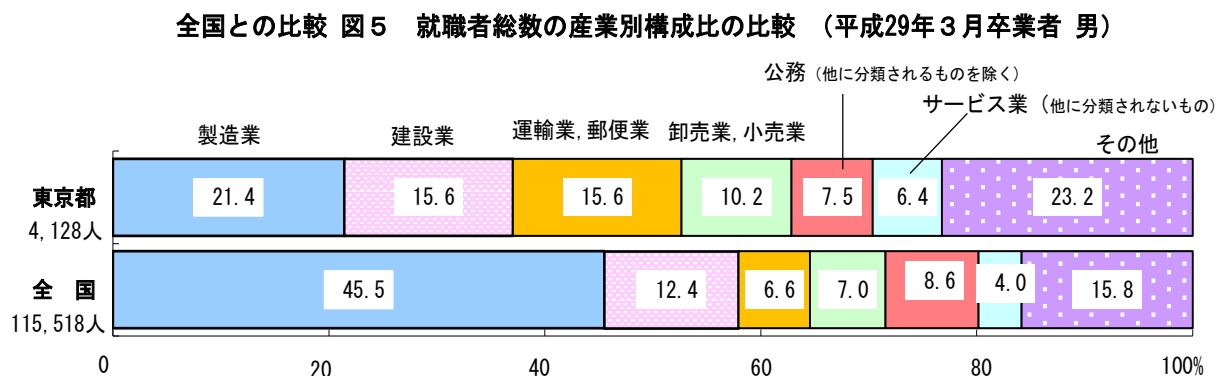
全国との比較 図 4 高等学校卒業者の大学等進学率及び卒業者に占める就職者の割合の比較



(2) 就職者総数※の産業別構成比

- ① 高等学校（全日制・定時制）卒業者について男子就職者総数の産業別構成比をみると、東京都では「製造業」が21.4%で最も多いが、全国の45.5%と比べると24.1ポイント下回っている。一方、「建設業」、「運輸業、郵便業」は15.6%で、それぞれ全国を上回っている。

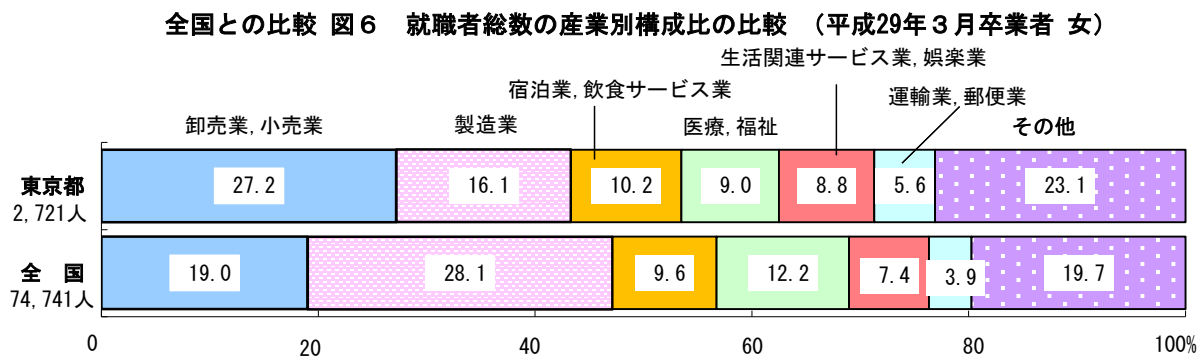
（全国との比較 図5、付表Ⅰ 2-5）



注）その他：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉等

- ② 高等学校（全日制・定時制）卒業者について女子就職者総数の産業別構成比をみると、東京都では「卸売業、小売業」が27.2%で最も多く、全国の19.0%を8.2ポイント上回っている。一方、「製造業」は16.1%で、全国の28.1%を下回っている。

（全国との比較 図6、付表Ⅰ 2-5）



IV 統 計 表

